

新市庁舎のあり方に関する市民会議設置要綱

令和4年6月9日 市長決裁

(目的)

第1 新しい市庁舎のあり方について、市民の視点から意見を求めるため、新市庁舎整備に向けた市民会議(以下「市民会議」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2 市民会議は、庁舎整備についての意見交換等を行う。

(組織)

第3 市民会議は、40人以内で組織する。

(参加者)

第4 参加者は、公募に基づき、次に掲げる18歳以上の者から決定する。

- (1) 盛岡市内に住所を有する者
- (2) 盛岡市内に通勤、または通学する者
- (3) 岩手県立大学、または盛岡大学に在学または在職する者

(会議)

第5 グループワークによる方式とし、別に定めるルールに基づきおこなう。

2 ファシリテーター及びアドバイザーが会議を進行する。

(招集)

第6 市民会議は、市長が招集する。

(庶務)

第7 市民会議の庶務は、総務部管財課において処理する。

(その他)

第8 この要綱に定めるもののほか、市民会議の運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和4年6月9日から施行する。

(要綱の失効)

2 この要綱は、令和4年11月12日にその効力を失う。